

## 北九州市小型浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、補助対象地域内において住宅に小型浄化槽を設置し、又は災害に伴いその更新若しくは改築（以下「更新等」という。）をしようとする者に対し、補助金を交付することにより、小型浄化槽の整備の推進を図り、もって生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全に資することを目的とする。

### (用語)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 小型浄化槽 処理対象人員50人以下の浄化槽で、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90パーセント以上及び放流水のBOD日間平均値が1リットル当たり20ミリグラム以下の機能を有するとともに、平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知に定める浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（以下「国庫補助指針」という。）が適用される浄化槽にあつては、国庫補助指針に適合するものをいう。
- (3) 単独処理浄化槽 環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第1条第3号に規定するみなし浄化槽をいう。
- (4) くみ取便槽 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第29条に規定する構造のくみ取便所の便槽をいう。
- (5) 補助対象地域 市域のうち、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の事業計画において定められた同法第5条第1項第5号に規定

する予定処理区域（以下「下水道予定処理区域」という。）以外の区域をいう。

（補助対象者）

第3条 市長は、補助対象地域内において住宅に小型浄化槽を設置し、又は災害に伴いその更新等をしようとする者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

（1） 法第5条第1項の規定による届出をしていない者又は当該届出をした者で同条第2項の期間を経過していないもの若しくは同条第4項ただし書の通知を受けていないもの（同条第1項ただし書のときにあっては、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の建築主事の確認及び確認済証の交付を受けていない者）

（2） 小型浄化槽を設置し、又は災害に伴いその更新等をするために必要な権原を有しない者で、当該権原を有する者の承認を得ていないもの

（3） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団

（4） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員

（5） 北九州市暴力団排除条例（平成22年北九州市条例第19号）第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

（補助対象工事）

第4条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は次の各号のいずれかに該当する工事とする。

（1） 単独処理浄化槽又はくみ取便槽の使用を廃止し、小型浄化槽を設置す

る工事

(2) 単独処理浄化槽またはくみ取便槽を設置する住宅（下水道予定処理区域内の住宅は除く。）に住居する者が、住宅の新築又は改築に伴い小型浄化槽を設置する工事

(3) 下水道を使用する者が、住宅の新築又は改築に伴い小型浄化槽を設置する工事

(4) 災害に伴い必要となった住宅の建替えに伴い小型浄化槽を設置する工事

(5) 災害に伴い必要となった故障した小型浄化槽の更新等の工事  
(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象工事に係る次に掲げる費用とする。

(1) 小型浄化槽の費用及びその設置に必要な工事（当該工事に付帯して行う宅内配管工事（小型浄化槽への流入管、小型浄化槽からの放流管、ます及びポンプの設置に係る工事をいう。次号、第6条第2項及び第7条第8号において同じ）を除く。）の費用

(2) 宅内配管工事（単独処理浄化槽の使用を廃止して小型浄化槽を設置する工事に付帯して行うものに限る。）の費用

(補助金の額)

第6条 前条第1号の費用に係る補助金の額は、次の表の左欄に掲げる人槽区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

人 槽 区 分	金 額
5人槽	332,000円
6人槽及び7人槽	414,000円
8人槽から50人槽まで	548,000円

2 前条第2号の費用に係る補助金の額は、宅内配管工事の費用の実費に相当する額（当該額が300,000円を超えるときは、300,000円）とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象工事の着工前に次に掲げる書類（第11号に掲げる書類にあっては人槽区分10人槽以下の小型浄化槽の場合に限る。）を添付した補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

- （1） 法第5条第1項の規定による届出の写し及び同条第4項ただし書の通知を受けた者にあつては当該通知の写し（同条第1項ただし書のときにあつては、建築基準法第6条第1項の確認済証の写し）
- （2） 設置場所の位置図
- （3） 小型浄化槽を設置し、又は災害に伴いその更新等をするために必要な権原を有しない者にあつては、当該権原を有する者の承諾書
- （4） 工事請負契約書の写し及び工事費用に関する内訳明細書の写し
- （5） 国庫補助指針が適用される小型浄化槽を設置しようとする者にあつては、当該小型浄化槽が国庫補助指針に適合することを証する書類
- （6） 設置に関する誓約書
- （7） 暴力団員等でない旨の誓約書兼同意書
- （8） 住宅の平面図及び宅内配管工事の図面
- （9） 補助対象工事の監督を行う者の浄化槽設備士免状の写し
- （10） 補助対象工事の監督を行う者が、昭和62年度以前に法第42条第1項各号のいずれかに該当することになった者であつて浄化槽設備士免状の交付を受けたもの又は法附則第7条の規定により浄化槽設備士免状の交付を受けた者であるときは、浄化槽設備士を対象とする講習の指定に関する

規程（平成元年厚生省・建設省告示第1号）第2条第1項の規定により指定された講習を修了したことを証する書類の写し

(11) 小型浄化槽の機能の保証登録証

(12) 第5条第2号の費用に係る補助金を受けようとする者にあつては、法第7条第1項及び第11条第1項の水質に関する検査に係る検査依頼書の写し

(13) その他市長が必要と認める書類

(交付の可否の決定及びその通知書類)

第8条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があつたときは、速やかにその内容を審査して、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、補助金を交付することを決定した者に対しては補助金交付決定通知書により、交付しないことを決定した者に対しては補助金不交付決定通知書により、それぞれ通知するものとする。

(変更承認申請書等)

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）が、補助金の交付申請の内容を変更しようとする場合又は補助対象工事を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の変更承認申請書の提出があつたときは、速やかにその内容を審査し、承認することを決定した者に対しては変更承認通知書により、承認しないことを決定した者に対しては変更不承認通知書により、それぞれ通知するものとする。

3 補助対象者は、補助対象工事が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象工事の遂行が困難となった場合は、直ちに市長に報告してその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助対象者は、補助対象工事が完了した日（前条第1項の規定に基づき、補助対象工事中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認の通知を受けた日）の翌日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定に係る会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類（以下「添付書類」という。）を添付した実績報告書を市長に提出しなければならない。ただし、補助対象者が同項の規定に基づき、補助対象工事中止又は廃止の承認を受けた者であるときは、市長は、添付書類の一部又は全部の提出を省略させることができる。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- (2) 浄化槽法定検査依頼書の写し
- (3) 補助対象工事の監督を行った浄化槽設備士が工事の完了について確認した書類
- (4) 工事写真集
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第11条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助対象工事の成果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書により速やかに補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助対象者は、前条の規定による補助金の交付額の確定通知を受けた後、補助金交付請求書を市長に提出し、その支払を請求するものとする。

(補助金の交付の取消し)

第13条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

2 前項の規定により補助対象者が補助金の交付の全部又は一部を取り消された場合に生じた損害については、市は、その賠償の責任を負わない。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の返還を命ずることができる。

(現場確認)

第15条 市長は、補助金を適正に交付するため、小型浄化槽の設置工事の状況を施行の現場において確認することができる。

(委任)

第16条 帳票の様式その他この要綱の施行に関して必要な事項は、別に環境局長が定める。

付 則 (平成元年3月31日北九州市告示第103-10号)

(施行期日)

この告示は、平成元年4月1日から施行する。

付 則 (平成2年5月14日北九州市告示第183号)

(施行期日)

この告示は、平成2年5月14日から施行し、改正後の北九州市産業廃棄物の移動に伴う処理の適正化に関する要綱及び北九州市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

付 則（平成4年3月27日北九州市告示第98号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第8条の規定は、平成4年4月1日以後に補助金の交付決定を受けた者から適用し、同日前に補助金の交付決定を受けた者については、なお従前の例による。

付 則（平成5年3月30日北九州市告示第90号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第2条第2号及び第5条第5号の規定は、平成5年6月1日以後に補助対象工事が完了するものから適用し、同日前に補助対象工事が完了するものについては、なお従前の例による。

付 則（平成6年3月31日北九州市告示第83-3号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第4条の規定は、平成6年4月1日以後に補助金の交付申請を行う者から適用し、同日前に補助金の交付申請を行った者については、なお従前の例による。

付 則（平成6年6月2日北九州市告示第163号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成6年6月2日から施行する。

（経過措置）



- 2 改正後の第5条及び第8条の規定は、平成6年6月2日以後に補助金の交付申請を行う者から適用し、同日前に補助金の交付申請を行った者については、なお従前の例による。

付 則（平成10年3月30日北九州市告示第99号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成10年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第4条の規定は、平成10年4月1日以後に補助金の交付申請を行う者から適用し、同日前に補助金の交付申請を行った者については、なお、従前の例による。

付 則（平成13年1月5日北九州市告示第4号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成13年1月6日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第2条3号の規定は、平成13年1月6日以後に補助金の交付申請を行う者から適用し、同日前に補助金の交付申請を行った者については、なお、従前の例による。

付 則（平成16年3月31日北九州告示第111-4号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成16年4月1日から施行する。

（補助金額の特例措置）

- 2 平成16年4月1日から平成21年3月31日までの期間における補助金の交付申請に係る当該交付申請に係る補助金の額は、補助対象地域のうち都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化調整区域において小型浄化槽を設置しようとする場合においては、第4条の規定にかかわらず、

次の表のとおりとする。

人 槽 区 分	金 額
5 人 ～ 5 0 人 槽	8 0 0 , 0 0 0 円。ただし、小型浄化槽の設置に要する費用の額が8 0 0 , 0 0 0 円に満たないときは、当該額に相当する額

ただし、題名の改正規定、第1条の改正規定、第2条第2号の改正規定、第3条第1項、同条第2項各号列記以外の部分、同項第1号及び第2号の改正規定、第5条第3号、第5号及び第10号の改正規定並びに第13条の改正規定は、告示の日から施行する。

付 則（平成20年3月31日北九州告示第106号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第5条各号列記以外の部分の改正規定は、同年3月31日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第4条の規定は、平成20年4月1日以後に補助金の交付申請を行う者から適用し、同日前に補助金の交付申請を行った者については、なお従前の例による。

付 則（平成26年11月28日北九州告示第492号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成26年12月3日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第3条第2項及び第5条の規定は、この告示の施行の日以後に補助金の交付申請を行う者から適用し、同日前に補助金の交付申請を行った者については、なお従前の例による。